

第21回教育委員会（定）

開会日時 平成26年 11月 11日（火） 午前 10時00分
閉会日時 午前 11時57分
開会場所 教育委員会室

出席者

委員	別府明雄
委員	高野佐紀子
委員	青木義男
委員	松澤智昭
委員	橋本正彦

出席事務局職員

事務局次長	寺西幸雄	庶務課長	小林 緑
学務課長	榎木恭子	生涯学習課長	中島 実
指導室長	矢部 崇	新しい学校づくり担当課長	新部 明
学校地域連携担当課長	木内俊直	学校配置調整担当課長	水野博史
中央図書館長	代田 治		

署名委員

委員長

委員

午前 10時 00分 開会

- 委員長 本日は、5名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立いたしました。
ただいまから、平成26年第21回の教育委員会定例会を開催いたします。
本日の会議に出席する職員は、寺西次長、小林庶務課長、榎木学務課長、中島生涯学習課長、矢部指導室長、新部新しい学校づくり担当課長、木内学校地域連携担当課長、水野学校配置調整担当課長、代田中央図書館長の、以上9名でございます。
- 本日の会議録署名委員は、会議規則第29条により高野委員にお願いいたします。
- 本日の委員会は、3名から傍聴申し出がなされており、会議規則第30条により許可しましたので、お知らせいたします。
- それでは、議事に入ります。

○議事

日程第一 議案第45号 意見の聴取について

- 1 東京都板橋区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例及び東京都板橋区監査委員の給与に関する条例の一部を改正する条例
(庶務課)
- 2 東京都板橋区教育支援センター条例
(指導室)
- 3 東京都板橋区あいキッズ条例の一部を改正する条例
(学校地域連携担当課)
- 4 東京都板橋区立榛名林間学園の指定管理者の指定について
(生涯学習課)

- 委員長 日程第一 議案第45号「意見の聴取」につきまして、次長と各担当課長から説明願います。

- 次長 それでは、議案第45号「意見の聴取」について。
上記の議案を提出する。
平成26年11月11日。
提出者は、橋本教育長でございます。
意見の聴取について。

平成26年第4回東京都板橋区議会に提出される下記案件について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく、区長からの意見の聴取について、区長原案に同意する。

記。

- 1、東京都板橋区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例及び東京都板橋区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例。
- 2、東京都板橋区教育支援センター条例。

- 3、東京都板橋区あいキッズ条例の一部を改正する条例。
 - 4、東京都板橋区立榛名林間学園の指定管理者の指定について。
- 各原案につきましては、各課長からご説明いたします。

庶務課長　それでは、私の方から、1の東京都板橋区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例及び東京都板橋区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

表紙を含めて2枚おめくりいただきますと、区議会における議案番号第72号がございます。こちらの方をご覧ください。

こちらは、教育委員会に関する部分のみ、ご説明させていただきます。

この議案は、先般行いました事務打ち合わせ会の中でご報告したものと同様のものがございます。

議会に対する提出者は、坂本板橋区長でございます。

東京都板橋区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例及び東京都板橋区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（東京都板橋区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）。

第1条、東京都板橋区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第3項中、「4,000円」を「3,000円」に改める。

第2条は、監査委員の部分ですので、省略いたします。

付則でございます。

1、この条例は、平成27年1月1日から施行する。

2、第1条の規定による改正後の東京都板橋区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例第7条第3項の規定は、この条例の施行日以降に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

裏面の方に改正理由がございます。

行政委員会の委員及び監査委員の費用弁償などを引き下げる必要がある。

こちらの案件については、以上でございます。

続きまして、指導室長の方から、議案2の方のご説明に移らせていただきます。

指導室長　議案第76条東京都板橋区教育支援センター条例のことについてでございます。

第1条、設置についてですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づきまして、東京都板橋区教育支援センターを設置するものがございます。

名称及び位置につきましては、東京都板橋区教育支援センターが板橋区板橋二丁目66番1号の南館でございます。

東京都板橋区教育支援センター成増教育相談室。これは教育相談事業の蓮根の部分はこちらに入ってきますが、成増は残るものがございます。

位置は、成増一丁目12番4号。

東京都板橋区教育支援センター板橋フレンドセンター。これは現時点のフレンドセンターで現在の場所に残りますが、教育支援センター内の組織の一部に入りますので、これを位置づけます。

富士見町3番1号でございます。

第3条、センターは、次に掲げる事業の全部または一部を行うものとし、(1)から(6)まで。

- (1) 教育に関する調査、研究及び普及に関すること。
- (2) 教職員研修に関すること。
- (3) 教育相談に関すること。
- (4) 適応指導教室に関すること。
- (5) 学校教育支援に関すること。
- (6) その他の事業ということでございます。

職員につきましては、第4条で、センターで必要な職員を置くことを規定しております。

委任については、第5条でございますが、細かいものについては、委員会規則で定めるものとしております。

この条例につきましては、平成27年4月1日から施行ということにさせていただきます。また、これに伴いまして、東京都板橋区教育相談所設置条例、これについては廃止させていただきます。

提案理由については、ご覧のとおりでございます。

私からは、以上でございます。

続きまして、学校地域連携担当課長から、あいキッズのことについてご説明させていただきます。

学校地域連携担当課長

それでは、13ページの議案第77号でございます。

東京都板橋区あいキッズ条例の一部を改正する条例ですが、平成27年度からあいキッズが全校実施となります。

新制度のもと、実施校の追加というところで、別表の方に掲げるものでございます。

また、あわせまして、文言整理を行ってまいりたいと考えております。

1つが、「甲時間」「乙時間」と申し上げておりましたが、そこを「さんさんタイム」「きらきらタイム」と変えるものでございます。

また、「地域の方々の協力を得ながら」という表現を「地域社会との交流及び連携を図りながら」と改めるものでございます。

もう1点、第8条にございました「心身に著しい障がいがあり」という表現を「疾病その他の事由により」と改めるものでございます。

私の方からは、以上でございます。

続きまして、生涯学習課長の方から、榛名林間学園の指定管理者の指定について、ご説明させていただきます。

生涯学習課長 それでは、議案第 8 5 号、次ページをお開きください。
東京都板橋区立榛名林間学園の指定管理者の指定についてでございます。
東京都板橋区立榛名林間学園の指定管理者の指定について、地方自治法第 2 4
4 条の 2、第 3 項の規定に基づきまして、公の施設の管理を行わせる者を下記の
とおり指定するものでございます。
記書きの 1 でございます。
公の施設は、東京都板橋区立榛名林間学園でございます。
2、指定管理者の名称でございますが、株式会社フードサービスシワでござ
いまして、こちらの方は現指定管理者でございます。
指定の期間でございますが、平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日ま
ででございます。
提案理由については、記載のとおりでございます。
ご報告は以上でございます。

次 長 あいキッズの条例の補足をいたします。
1 5 ページでございますが、付則で、あいキッズの条例につきましては、施行
月日を平成 2 7 年 4 月 1 日からということに定めさせていただいております。
第 2 項の方でございますが、募集、その他、この条例を施行するために必要な
準備行為及びこの条例による改正後のあいキッズ条例第 7 条の利用の手續等につ
いては、この条例の施行前においても行うことができるという規定を入れており
まして、実際に、来年度、新あいキッズを実施する学校がございますので、準備、
募集も含めて、議決後、準備をしていくということと考えてございます。

委 員 長 ただいま、4 件まとめて説明いただきました。
質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。
いずれも、4 件とも既にこの席でご説明をいただいているものでして、今回、
区議会に上程するという事で承認を求められておりますので、特にご意見がな
ければ、お諮りいたします。
日程第一 議案第 4 5 号については、原案のとおり、可決することにご異議ご
ざいませぬか。

(異議なし)

委 員 長 では、そのように決定します。

○議事

日程第二 議案第 4 6 号 板橋区教育 I C T 化推進計画の策定について

(庶務課)

委 員 長 日程第二 議案第 4 6 号「板橋区教育 I C T 化推進計画の策定」につきまして、
次長と庶務課長から説明願います。

次 長 それでは、議案第46号。
板橋区教育ICT化推進計画の策定について。
上記の議案を提出する。
平成26年11月11日。
提出者は、橋本教育長でございます。
板橋区教育ICT化推進計画の策定について。
板橋区教育ICT化推進計画を別紙のとおり策定する。
提案理由につきましては、教育基本法第17条第2項に基づき定める板橋区の教育振興計画である「いたばし学び支援プラン」において最重点課題に位置づけられた学校の教育力の向上に資するため、教育ICT機器の導入整備を計画的に進める必要があるためでございます。
具体的な内容については、庶務課長からご説明いたします。

庶務課長 それでは、別添の「ICT化推進計画（案）」という冊子をご覧いただきたいと思っております。

委員の皆様には既にお目通しのことだと思っておりますので、ポイントのみ、ご説明いたします。

1 ページ目です。

第1節、策定の趣旨でございます。

こちらの方には、教育基本法などの学習指導要領などの改訂、その他の環境の変化、複雑化、そういったところ、それに高度情報通信技術の急速な進展に伴った学校ICT化によって授業を改善することがますます求められているといったことを第1段落目に、第2、第3段落目には、ビジョンとプランについて記載させていただきまして、この目標を達成するためにICT環境の整備や授業改善に取り組むこととしたというように記載させていただきました。

最初の段落のところでは、この計画において、授業理解の深まりや知識習得への興味の高まりを図ることを目的に、教育ICT機器を効果的に活用すること。

教育ICT機器を活用した魅力ある授業の実現のための支援や児童・生徒と向き合う時間確保のための校務事務軽減に向けた取り組みにも積極的に関わることによって、区の教育力の質の向上につなげていくというように記載させていただきました。

2 ページ目。

ここでは、板橋区の各計画との関連を主に記載してございます。

こちらについては、学び支援プラン、その他、区の電子区役所推進計画等、いたばし未来創造プラン等の関係について記載させていただきました。

続けて、3 ページ目。

計画の期間でございます。

こちらは、平成27年から平成30年までの4年間を計画期間とさせていただきます。

4 ページ目。

こちらからは、第1節で「21世紀にふさわしい学び」に向けた国内の動きとして、国の動きについて記載しているものでございます。後ほど、ご覧いただければと思います。

飛ばしまして、7 ページ目。

こちらの一番下のところに、「図表2-3」ということで、整備目標を記載させていただきました。

こちらでは、文部科学省の「第2期の教育振興基本計画」にあります目標値、これをもとに推進していくといったところを記載させていただきました。

例えば、教育用コンピュータ1台当たりの児童・生徒数は3.6人に1台といったところで、基本をこちらに置きまして、※のところですが、各学校にコンピュータ教室40台、各普通教室1台、特別教室6台、設置場所を限定しない可動式コンピュータ40台を整備することを目標として算出しているものでございます。

続けて、8 ページ目。

こちらでは、これまでの取り組みと、いたばし未来創造プラン、学び支援プランでの記載内容に触れまして、9 ページ目で、学校にICT機器を導入した際のイメージ図と目指す授業について記載しているところでございます。

10 ページ目の取り組むべき課題では、教育環境の改善と充実ということで、電子黒板や実物投影機などの教育のICT機器を充実させることと、インフラを十分に活用した情報教育の内容を充実させていくという必要性について触れてございます。

それと、2-2の教員のICTを活用する能力や指導力の向上と推進体制の整備の中では、ICT活用能力、それと、ICT活用指導力は現状ではまだ不十分だということに記載させていただきまして、教育委員会事務局に推進体制の整備を図っていく。それに際しまして、ICT機器の操作やICTを活用した授業改善のために、教員を指導するICT関係のサポート体制の構築について触れてございます。

続きまして、11 ページです。

こちらの方につきましては、既にご報告しております内容でございますので、省略させていただきます。

続いて、12 ページです。

教育のICT化ビジョンといたしまして、ここからが計画本体に当たるところでございます。

基本目標といたしまして、3つの目標を設定してございます。

基本目標の1といたしまして、ICTを活用した教育の充実。

こちらでは、ICT機器やデジタルコンテンツを活用した授業によりまして、授業の質の向上を図り、確かな学力の定着を目指す。

それとあわせまして、児童・生徒が主体的に課題や目的に応じた情報の処理、それらの情報活用などの向上を図っていくということとしてございます。

基本目標の2。こちらは校務情報化の推進ということで、校務支援システムの構築の際にご報告した内容でございますので、こちらの説明は省略させていただきます。

基本目標の3。学校情報セキュリティの確立ということで、学校組織に特化した情報セキュリティの体制を整備して、学校の情報資産を安全に守る。必要な情報モラルの向上を図っていくといったところを記載させていただきました。

次に、13ページです。

3つの目標を達成するために、4つの基本方針を作成させていただきました。

基本方針の1、教育ICT機器の整備・活用に向けてでは、最終の行になりますけれども、校内のLAN環境、電子黒板、実物投影機、児童・生徒用の情報端末、各種デジタル教材などを整備するということを規定してございます。

基本方針の2、ICTを活用した教員の指導力向上に向けてというところでは、教員のICT活用能力向上に向けた研修・研究体制を充実させていきます。

教育のICT化を、責任を持って推進できるマネジメント体制、教育委員会、学校内のシステム運用体制を構築していく。さらに、教員に対するICT活用サポート体制も整備していくといったところでございます。

あわせて、より迅速で効果的な学校ホームページの更新というところも書かせていただきまして、こちらに関しましては、ホームページビルダーのバージョン19、最新のもので、10月3日にリリースされたばかりのものですが、現在、学校に配備中で、今月中に4回の研修を実施して、ホームページの更新を図っていきたいというように考えてございます。

それに、最後のところは緊急メールのことについて触れてございます。

続けて、14ページの基本方針の3、校務事務の効率化。

こちらは、構築中の校務支援システムに相当する記述でございます。

基本方針の4。情報セキュリティの見直しと徹底ということで、情報セキュリティポリシーの改訂と情報管理、運用体制の整備について触れてございます。

15ページ、こちらからが具体的な取り組みをあらわしたものでございまして、16ページの方をご覧いただきたいと思っております。

推進事業の1、授業用ICT機器の整備ということで、最後の段落のところからです。

電子黒板、実物投影機を平成27年度に小学校、平成28年度に中学校への導入を進めていきます。

これは、小学校・中学校単位で、一斉にこの年度に配備したいという考えです。

現在、パソコン教室に配備されている固定式パソコンの更改時に合わせ、設置場所を限定しない可動式コンピュータに変更いたしまして、無線LAN環境を整備いたします。

無線LANルーターを可動式にすることによりまして、可動式パソコンは各教室で使用できるようにいたします。

具体的には、特別支援教室も含めて、平成28年度から中学校、平成30年度には小学校に導入していくという考えでございます。

続きまして、17ページ。

推進事業の2ということで、デジタル教科書の整備です。

こちらは、平成27年度に小学校、平成28年度に中学校の方へ、教科を絞って導入していきます。

推進事業の3。学校大規模改修におけるICT機器の整備ということで、学校の大規模改修の時期に合わせて、対象校は先行して整備していくというものでございます。

続きまして、推進事業の4。特別支援教育におけるICT機器の活用ということで、こちらも最後の段ですが、推進事業の1、授業用ICT機器の整備で整備された特別支援教育の特性を踏まえたICT環境にて、さらなる特別支援教育の充実につなげていくということで、こちらの特別支援教育の部分については、教材等がまだ出そろっていないといったところもありますので、検討のところとどまっています。

続きまして、推進事業の5。教育の情報化に関する研究ということで、ここから3つが教育支援センターでの新たな取り組みということになります。

こちらは、教育支援センター開設に向け、モデル校を先行整備して取り組むICT機器の活用のあり方、授業実践についての研究内容を検証し、小中学校に広げてまいります。具体的には、赤二中と板橋一小でございます。

教育支援センター開設以降、「わかる授業」「魅力あふれる授業」の実現と進展に向けて、指導の効果を高める方法について研究を行います。

推進事業の6。こちらが授業におけるICT活用研修の実施ということで、ICTを活用した授業の研究について、モデル校で取り組んだ内容について検証し、情報教育担当教員だけではなく、全教員を対象とした研修を実施し、充実させていきます。

研究した内容をもとに、授業設計や活用指導力を向上させ、魅力あふれる授業をつくっていく。教育の情報化に関する研究のモデル校による授業実践公開、情報教育担当教員における各校の取り組みの情報交流を通じて、ICTの効果的な活用について共有・展開していくという内容でございます。

推進事業の7。こちらはICT支援員の配備ということで、ICT機器、ソフトウェアの導入に伴いまして、教員に対して、機器の設定や操作方法の支援に加え、授業や教材研究での場面やタイミング、指導の効果を高める適切な機器の組み合わせ方の助言、ICTを活用した授業づくりへの支援を行ってまいります。

こちらの方については、専門的知識を持つ外部のICT支援員を配置していくという内容でございます。

推進事業の8。教育データベースの整備・活用ということで、授業に使うデジタルコンテンツを効果的に活用できるよう、教科指導用コンテンツを集中管理する教育データベースを整備していくというものでございます。

21ページをご覧いただきたいと思います。

推進事業の9、校務支援システムの導入。こちらについては、既にご報告しているとおりでございます。

推進事業の10。教員パソコンの整備・活用状況の検証ということで、活用状況の検証を図りながら、適正配備を目指してまいります。

教員1人1台パソコンを目指してまいります。プラスして非常勤教員等についても利用できるパソコンを拡充していきたいというように考えてございます。

具体的には、平成27年度に一部リースを更改いたしまして、残りを平成29年度にリース替えをいたしまして拡充を図っていくという内容でございます。

推進事業の11。学校ホームページの見直し・運用の効率化については、先ほどご説明したとおりでございます。

23ページをご覧いただきたいと思っております。

推進事業の12。学校情報セキュリティーポリシーの見直しということで、このセキュリティーポリシーについても先ほどご説明したとおりの内容でございますが、今度、導入していく校務支援システムの中では、管理者のみがUSB等の外部記憶媒体にアクセスできるというような形に改めて行く形をとってございます。

推進事業の13、情報学習の充実ということで、こちらは、情報社会で適正に活動するための基礎となる情報モラルを推進していくという内容でございます。

雑駁な説明でございますが、以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

高野委員 16ページのところのICT機器の整備というところですが、一番下の段落の、具体的に「電子黒板、実物投影機を、平成27年度に小学校、平成28年度に中学校」ということですが、小学校については、その上の段落のところで、「全小学校に電子黒板が配備されているものの、わずか1台であるため、利用しづらい環境にあります」ということで、これは、小学校の方は既に電子黒板が配備されているわけですね。そこに実物投影機を平成27年度までにとということなのですか、それとも、台数が増えるということなのか。

庶務課長 普通教室全てに、新たに電子黒板と実物投影機を配備します。

これまでは各学校に1台の電子黒板しかなかったもので、それを授業の休みにセットしてやったりすると、手間がかかって、先生方は使えないというような状況があったので、プラスして新たに導入していく。

普通教室全てに入れていきたいということで、今現在、そういう形で平成27年度の予算のところでは折衝ということなんです。

高野委員 分かりました。あと、ホームページの件なのですが、推進事業の11、21ページ。

ホームページは私もよく色々な学校を見るのですが、学校によってすごく差があって、毎日更新している学校と、学校の経営方針とかそういうのは書きかえられていても、ほかの部分がとても古いものしか出ていない学校とか、そ

この差がすごく大きくてホームページまで手が回らないという学校もあるのかなと思います。そういうところも、このシステムを導入することによって大分変わってくるのでしょうか。

庶務課長 ホームページビルダーの一番新しいやつですと、Word感覚で直接打てるようになっています。

学校にもよるのですけれども、古いバージョンのやつですと、一々、プログラムの的に書いてそれを置きかえるというように手間がすごくかかっていたところで、そこら辺のところを改善することと、今回、4回の研修を実施することで、学校サイドに使えるというところを認識してもらって、学校の方に、事務局から更新について呼びかけ、直していくといったところを繰り返していきたいと思います。

青木委員 全体的なこと、お願い事というのが2点ございます。

1点が、推進事業の、例えば5、6が中心で、場合によっては4にかかってくるかと思うのですけれども、今、世の中のICT機器というのは非常に劇的な進化を遂げていて、特に来年に向けての一番大きな進化は、恐らくインターフェイスが劇的に変わってきます。

これは、我々教育機関で問題になってきていて、各家庭に人型インターフェイスが入ってくる。具体的には、ソフトバンクさんのものです。

具体的に、もうあれが導入されるという社会実験の中で、小学生も取り込んで、あの人型、いわゆるロボットが家庭に入ってきたときに、それとのコミュニケーションとか、どういうプログラミングができるとか、子供を対象にした教室が既に始まっています。

そういうところに、どんどん小学生の先駆的な子たちが入って行ってやっているとすることは、小学校で、そういう子たちにとっては全く魅力のない授業になってくる可能性があるんです。

ですので、その辺も踏まえて、恐らく二極化してくる感じがあると思います。

全くついてこられない子と、進み過ぎてしまって学校の授業が全くおもしろくない子と。その辺のところを意識した形で教育支援センターのありようも考えていただきたいというように思います。

あとは、タブレットというのはいいんですけれども、スマートフォンで相当のことができるので、私などが持っているのでも、計測器のかわりになっていて、うちもそうなんですけれども、実験にスマートフォンを使っている研究者もいるので、そういうものを、例えば先生でなくて、小学生や中学生が活用し始めるという世界がやってきて、その辺と授業の乖離も出てくるということがあり得るところをちょっと念頭に置きながら、この辺りの変化に対応した教育支援センターでの基本的な考え方を整理していただくと、ありがたいなと思っています。

これは、もちろん板橋区だけの問題ではなくて、全てこのICT活用に関して、間違いなくやってくる、直面する事実だと思います。

それから、もう1つが推進事業の11。ホームページのお話です。

今、高野委員からお話があったことと別に、今、ホームページが果たしていいのかという話が出てきています。それはSNS、いわゆるフェイスブックですとか、ツイッターですとか、そういった方がクチコミの遡及効果があるということで、我々の中でも、もうホームページは若干陳腐化しているのではないかと議論も出てきています。

ですから、ここを「ホームページ」という言い方より、もう少し抽象的な表現にできないでしょうか、SNSでやると、その活用と同時に、上手い使い方、あるいは悪い使い方という面も恐らく教育の中で教えていけないと思うので、推進事業の11が適切かどうか分かりませんが、この中に、SNSの活用とセキュリティー対策みたいなものもちょっと盛り込んでいただけるとありがたいかなと思いました。

以上、2点です。

庶務課長 分かりました。

こちらのICT環境の部分につきましては、このICTの支援員は外部の方を入れるといった形で考えてございまして、この計画そのものに外部の方を入れて、色々な意見をもらうのが大事。そここのところで色々な環境の変化についてもご意見をいただくと、そのように考えています。

この計画を4か年の平成27年から30年までの前期と後期とに分けておりまして、前期の平成27、28年のところが過ぎた段階で一旦見直すというような形で考えています。

ICT機器を活用する際には、常に陳腐化することを考えていないとだめなので、そこら辺のところ、計画の見直しを中間で行うといったところも、記載してございます。

そのような形で。

青木委員 先日、教育科学館を見せていただいたときも、既に普通のパソコンではなくて、組み込み系と呼ばれる小さいやつです。非常に小さくて、場合によっては身につけられるような、その辺でどうプログラミングしていったって、どう活用するか、そういうのを具体的に始められているような動きもありますので、その辺も横目で見ながらというように意識していただければと思っています。

庶務課長 分かりました。

委員長 とにかく、ICTの進歩は予測できない。大体、Windows 3.1ができたのが1992年ですから、ついこの間のことなのですけれども、実に急速に進歩しておりまして、余りがっちり決めてしまうと身動きできなくなったりするので、2年後じゃ、本当に常に検討していかないとだめかなという気はしております。

少なくとも教育支援センターあたりは最新の機器を常にテストできるような状

況になっていて、その中から上手く利用できるものだけを学校の方に持ってくるような形をとっていただきたいと思います。

機械だけではなくて、授業のやり方そのものも、反転授業とか、そういったものもやっているところがありますし、授業のあり方そのものもずっと変わってくると思いますし、支援センターができたのであれば、そこで生の授業を各学校に配信することも可能になってくると思いますし、そういったやり方も出てくるのではないかと考えています。

特に、録画でもいいのですけれども、支援センターの中に、スタジオで模範授業をやるという施設があれば、インターネット回線で、生で流すこともできますし、将来、防災無線がデジタル化になっていけば、ワンセグで飛ばすということもできると思います。

それが、実は、東北ではFM放送でしたけれども、これから災害時は多分ワンセグ放送で区民に流すような状況になるのではないかと考えておきまして、支援センターで、そういうスタジオ設備を持っていれば、すぐ活用できるのではないかとこのように考えております。

それと、ICTの支援員をといるお話なんですけれども、これは個人の支援員を置くというよりも、むしろ保守契約で一定の会社と契約しておいた方が、会社でやりますよね。

少なくとも、さっきのお話ですと、1校に100台以上のパソコンがあるわけですから、相当な数の保守要員がないと多分回っていかないのではないかなということもあります。

それから、可動型のPCを利用するということは、バッテリーの充電をどうするのかという、結構面倒な問題がある。

とりあえず、そんなところです。

青木委員 今の委員長のお話で、この間、教育科学館を見せていただいたときに、ほとんど使っていないスタジオがございました。科学館の運営の方もここをもっと生かせないかというお話があったので、その辺も上手く運営していただくといいのではないかなと思いました。

設備としては昔のアナログの設備なので使えないという言い方をしていましたけれども、私は施設としては十分活用できると思います。

生涯学習課長 教育科学館にはスタジオがございまして、施設的には素晴らしい施設でございますので。

青木委員 かなりよくできていると思います。

生涯学習課長 中身をどういうように組みかえてやっていくかということなので、その辺については、庶務課の方と調整させていただきたいと思います。

松澤委員 今のお話を聞いていて1つ感じたのは、こういったデジタル化するときの問題というときに大体直面するのは、ソフト面というか、人間が実際に動かすものなので、それを伝える方が、本当に全教室の教員自身が使えるのかどうかというところになってくると思います。

まず、人間が機械についていけるかというところが自分が一番気になった点です。

先ほど、青木先生と委員長がおっしゃっていたように、一気に新しいものというのも1つの考えなのですが、徐々に、変化に対応して、新しいものを常に少しずつ導入するという計画がもし可能であれば、1回、最初にこういったデジタル化を図った上で、先端のものを各学校に1つでもよろしいので、そういった方がより変化に対応できて、先ほどもおっしゃったように、使える方には最新のものが使えますし、使えない方は、まず、最新ではなくて十分だと思いますので、それで慣れていただいて、次にというステップを組んでいただければ、非常に予算の問題で難しいかとは思いますが、それが1点、スキルの問題というのが気になる点です。

あと、もう1個。今、ネットワークの形が分散型になってきて、個々の教員の方でも、すごくスキルがある方は、例えば授業の進め方を、ほかの学校の、例えばですけれども、Aの中学校で使った授業プランを、今度はBの中学校で回し使えたりとか、そういったことも機械のデジタル化では導入が可能なので、そういったひな形づくりも並行して、教育の進め方のひな形、そういったものもつくっていかれると、新しく入った教員の方が、そういうひな形をまず使ってやっていけるという利点もあるのではないかなというように思います。

I C T化というのは、これから先生方にとっては有効に使えば非常にいいのではないかなというように思ったので、ぜひ、その辺も検討をよろしくお願ひしたいと思います。

庶務課長 分かりました。

ただ、これから予算の折衝の中でどう動いていくかは分からないのですが、学校間格差をなくしたいというのがまず第一できました。

ご指摘のあったように、先生方がこれを上手く使いこなせるかという話があったので、まず、先ほどお話をさせていただいた赤二中と板一小、そのほかにも若干ずつ入れている学校はありますけれども、そこら辺のところから、実験・実施をしてもらって、色んなところに発信してもらって、スキルアップしていく。

それとあわせて、I C Tの活用の支援員を入れて、そちらの方々にスキルアップを図っていくというようなところも考えてございますので、一旦、こちらの方で進めさせていただきたいというように思っています。

ただ、この後、財政の方とやらなくてはいけないので、また、変更があれば、お話しさせていただきたいと思います。

委員長 まず、使いこなせるように、先生方にソフトを使いこなすための講習会を頻繁

にやっただくのも必要かなと思ひまして、恐らく、例へばどこかの学校のコンピュータ室を利用して、そこで指導してもらふという形もとれるのではないかなと思ひております。

庶務課長 学校もありますし、教育支援センターでも、そちらの方の指導ならできるといふことも。

委員長 でも、余り台数がそろわないでしょう。支援センターでそろいますか。

庶務課長 支援センターでも40台あります。

委員長 ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

(はい)

委員長 では、日程第二 議案第46号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 では、そのように決定します。

○報告事項

1. 文教児童分科会速報(26.10.20)

(資料・次長)

委員長 それでは、報告事項を聴取します。報告1「文教児童分科会速報」について、次長より報告願います。

次長 それでは、資料の方をご覧いただきたいと思ひます。

第3回区議会定例会におきまして、決算の審査が行われました。

そこでの文教児童分科会での内容でございます。

なお、平成25年度決算につきましては、10月31日の本会議において決定されております。

それでは、主な議員さんのご発言等について、ご説明いたします。

まず、1番目の田中やすのり議員でございます。

学校周辺の防犯カメラの設置についてということでご質問がございました。

こちらについては、東京都から補助が出ているということで、これを活用した防犯カメラについて、継続的に設置に向けて検討していきたいというようにお答えしてございます。

続きまして、中野くにひこ議員でございます。

こちらにつきましては、教育委員会でも報告してございますが、学校給食における中国産の食材の対応についてということでご質問がございまして、現在、基本的には国産のものを使用してございますが、メニューによっては中国産などを使用している場合もあるということで、基本的に輸入食品については国の検疫検査が行われており、安全性が確保されているというように考えておりますが、保護者の方の中で不安も増しているということも踏まえて、校長会と対応して協議をしていきたいと思っておりますし、食材産地の公表についてホームページで行うように、昨日の校長会でも指示をしたところでございます。

続きまして、その下、竹内議員でございます。

特別支援学級についてということで、今後の増設計画及び特別支援教室のことについてのご質問がございました。

まず、今後の増設につきましては、固定学級は平成27年度以降に計画的に増設していくことを検討しているわけでございますが、通級学級については、今後、東京都の対応も変わってくるということで、平成27年度にガイドラインを都が示すことになっておりますので、これを踏まえた対応をしていきたいというように思っております。

また、特別支援教室につきましては、都の第三次計画において、全校に配置するというように言っているわけでございますが、現在の設置状況は64%となっております。全校に一気に設置するというのは難しい状況がございまして、都のガイドラインに沿って拡大を進めていきたいと考えてございます。

続きまして、川口議員でございます。

学校敷地の借地の状況等について、国有地、民有地についてご質問がございました。

民有地の借地についてということで、今後の契約の見通しということでご質問がございまして、民有地の借地につきましては30年契約となっております。志村小、板七小、板二小で借り上げているところでございますが、平成27年3月に、一応、満了の時期を迎えます。

その後の契約についてはどうするのか、また、ご相談していく必要があるかなというように考えてございます。

続きまして、次のページですが、松岡議員です。

その後の方でも、また同様の質問がされておりますが、学校の令達予算、私費会計等についてご質問がございました。

まず、給食費滞納の未収金への対応ということでご質問がございまして、こちらについては、学校で、滞納が重なって6カ月以上ある方については、年2回、教育委員会の方に報告していただき、学校と協議しながら徴収しております。

それでも支払いに応じない保護者については、教育委員会で家庭訪問、区長名による督促状の発送。それでもお支払いいただけない場合は、東京簡易裁判所による法定措置、支払督促等を実施しているところでございます。

また、私費会計については適切に対応するようというご指摘がございまして、そのように行っていきたいというように答弁してございますが、学校の給食費、

教材費、部活動の部費等で適切な対応が行き届いていない部分がございましたので、現在、文書による調査等を実施して指導を行っているところでございます。

また、昨日の校長会におきましても、私費会計については、保護者からの大切なお金を預かっているという意識のもとで、適切に実施するようにと、再度、指導したところでございます。

共産党の大田議員は、学級編制、就学援助等についてご質問がございました。続きまして、佐々木としたか議員でございます。

校庭に関することということで、校庭の芝生化の状況、また、今後の見通し、また、ダストについて、砂が飛散して、子どもの健康、あるいは周辺への影響がないのかというようなご質問がございました。

適宜、水まきをして砂が飛散しないように対応しているところでございますが、今後とも、地域の方等のお話も承りながら、天然芝や人工芝についても好評の部分もございますので、整備に当たっては、そういうことの観点からも検討していきたいというようにお答えしてございます。

続きまして、五十嵐やす子議員でございます。

学校給食の先ほどの件とあいキッズの件等についてご質問がございました。

それから、また2巡目ですが、田中やすのり議員からICTの計画についてのご質問がございましたので、先ほどの内容を財政課と協議していきたいというようにお答えしてございます。

主な質問事項については以上でございます。

委員長 では、質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

高野委員 最後の4ページ目の松岡議員と五十嵐議員のところで、寺子屋プランについてということでご質問があったのですが、私自身も、第12回教育委員会で平成25年度の寺子屋の事業活動実績報告をいただきまして、それを見たところ、4回とか5回とかという回数の少ない学校があったということ。

それから、自分自身の周りでも、状況として、まず、1つは土曜プランが増えたということ、それから、学校支援地域本部ができてきて、寺子屋が今までやっていた事業をそちらが少し担っていくというようなところも聞いています。

それと、あいキッズができて、寺子屋も土曜だけではなくて、平日の放課後、スポーツに関して、サッカーだとか、ラグビーだとかをやっているところが、今後、あいキッズが始まることによって、その辺をどう共存させていくかとかというようにお話も聞いています。

ですから、寺子屋を取り巻く環境が、随分、当初の目的というのは土曜日の居場所づくりということで始まったわけですから、今度、それが変わってきているということもありまして、前回の実績報告を見ると、1カ月に1回はというようなお話なのでしょうけれども、一桁台の開催の学校が4分の1ぐらいあったということです。

予算として一律に、25万円というのは考える時期ではないかと感じました。

この議員からのご質問の内容が、多分、そういうことも含まれていたのかなと思って、私自身もすごく寺子屋のあり方については、これから色々考えていった方がいいのかなというような印象を持ちましたので。

学校地域連携担当課長 ありがとうございます。今、寺子屋事業について考えている部分では、委託料一律25万円というところを見直そうと考えております。

実際に25万円で足りないというところもあれば、多いというところもあります。その辺を調整させていただきながら、もう少し幅を持たせて、どういったことをやるので、どのぐらい必要なんだというところも、事前に各寺子屋の方から聞いて決定してまいりたいと思っております。早ければ、来年度からそれを実施できるかなというようには考えております。

また、あいキッズや、学校支援地域本部との絡みというところでは、もう少し精査していきたいと思っておりますが、子どもたちのためにどうあるべきかというところを一番の視点に考えながら進めていきたいと思っております。

せっかく定着していて、平日であっても寺子屋をやっている場合には、あいキッズに参加しながらも、そちらの寺子屋の事業に出られるような形はとってまいりたいと思っております。

また、学校支援地域本部事業は仕組みづくりでありますので、地域コーディネーターが入って学校の求めに応じて学校を支援するという事なので、実働部隊として、多分、寺子屋の皆さんにやっていただくというようなことになるかとは思っています。その辺の事例をもう少し研究させていただきながら、今後、それぞれが発展できるような形で進めてまいりたいと思っております。

松澤委員 今のご質問の件で1点だけ。自分も、これをいただいたときに、いきいき寺子屋プランのところを質問しようと思っていたんですけども、今のお話ですけども、学校支援地域本部というものの自体は寺子屋のサポートもされるという認識でよろしいですか。

学校地域連携担当課長 基本的に、学校支援地域本部は学校を応援する仕組みづくりというところなんです。

学校が何をしてほしいか、学校の要望に応じて、求めに応じてということで、地域のボランティアの方たちを活用しながら学校を支援するというところなんです。地域コーディネーターが、地域との連絡、あるいは企業との連絡をとり、今現在、学校支援地域本部で求められている学習支援活動であったり、環境整備活動であったり、見守り活動というようなところで、地域の力をかりて支援するものですので、寺子屋事業自体を学校支援地域本部がサポートするという事ではありません。あくまで、学校支援地域本部事業は学校の求めに応じて、地域のボランティアの方たちを学校に招いて、色々学校を支援していただくということです。

松澤委員 今の質問は、学校というのは、校長先生というか、そういった部分からの要望ということになるのか、学校と寺子屋というのは別々で運営されていて、土曜の

その時間ですとかに寺子屋の方が子どもを預かってというプランになっていると思うのです。その辺で、学校の依頼を受けて動かれるという認識だったんですけども、その地域本部、コーディネーターに関して。

ということは、その方が寺子屋の方と同じというパターンあるんですね。寺子屋をやっている方がコーディネーターのパターンもあるので、そうすると、寺子屋の方を主体ということになって依頼を受けてしまうということになると、自分で自分に依頼をしているという形になってしまっているのではないかと。

要するに、僕の認識では、学校長であったり学校というものの依頼で、その地域コーディネーターさんが動いているという認識だったものですから、それが寺子屋の組織の依頼で地域コーディネーターが動くのは、あくまでも寺子屋から学校に依頼があった部分で動いていくという形ではないんですか。

学校地域連携担当課長

学校支援地域本部では、代表者会という会をつくっており、そのメンバーは学校長であったり、地域ボランティアの代表ということで、寺子屋の会長さんとかも中に入ってもらっていると思います。そこで学校の求めというのが、そもそも寺子屋の方からこういうのをやるべきかというところから出てきている場合には、そういうこともあり得るかとは思いますが、基本的には、学校からの直接的な要望ということですね。

次

長 学校支援地域本部は、基本的に学校の要望に添って、基本的には学校の教育活動の枠組みの中で、地域の方の協力を得ることになると思います。

寺子屋とのかかわりについては、地域人材として寺子屋の方に色々かかわっていただいているので、そういう学校の教育活動の中に、通常、寺子屋は教育活動の外でやっていただいています。同様のマンパワーとして、あるいは同様の事業としてかかわっていただくということができれば、学校支援地域本部の中の活動として位置づけることもできます。

寺子屋は土曜日にやっている部分は別だという前提がありますけれども、そこでやっている中身について、子どもたちの体験活動だとか、スポーツの例えば活動だとか、そういう中で学校支援地域本部の中で協力してもらおうという依頼をしたりということになるのかというように思いますが、そこがベースにないと、どちらが主体になるか本末転倒になってしまいますので、あくまで学校支援地域本部が学校のニーズに応じて実施する中に、寺子屋でのマンパワーの供給ですとか、逆に言えば、寺子屋からのフィードバックというのも出てくる可能性はありますけれども、あくまで、その主体は、学校の教員の教育活動に対する求めというところで整理させていただきたいと思っています。

よろしいですか。

松澤委員

大丈夫です。

委員長

防犯カメラの設置というのがあったんですけども、これは、通学路に防犯カ

メラをつけてほしいというようなご要望だったと思うのですが、実際問題として、通学路に防犯カメラをつけて誰が管理するかというと、学校で管理するというのはなかなか実は難しい話でして、それぞれの町会さんなり、自治会さんをお願いするのが一番いいのではないかとこのように思いました。

学校の正門につけるとか、そういう部分はできると思いますけれども、通学路そのものを学校で管理するというのはなかなか難しいかなと思いました。

それから、中国産食材等々は、基本的に各学校は地域の業者から納入されていると思うのですが、その業者自身が産地偽装などに気がつかないと、学校では、まず分からない。

ですから、その業者に、産地偽装等の調査等をしっかりやっていただくように常にお願ひしていくより仕方がないかと思っております。

あと、特別支援に関しては、今、日本語学級が非常に不足しているんだという話を各学校で伺っております、日本語学級を充実していくのがとりあえず必要かなというように思いました。

学務課長 日本語学級につきましては、希望者が多く、対応がなかなか難しいところがあるので、指導室で「ことば支援員」という制度がございまして、通訳を派遣するという仕組みもございまして、そちらと連携しながら対応しているところです。クラス増ですとか、そういったことは、施設の関係で難しい部分もありますので、今後、状況を踏まえながら、指導室と連携して対応していきたいと思っております。

委員長 多分、その支援が来ていただける日数が少ないとか、人数が少ないとか、色々あるようです。その辺も、もう少し拡大していただけるのではないかと思っております。

ほかに、ございますでしょうか。

高野委員 特別支援教室の計画ということで、あいキッズをつくるのに教室を色々整備されて、今年度で一応全部終わって、空き教室とかそういうところを使って支援教室をつくっていくのかと思っておりますが、特別支援教室の整備についてはどうなのでしょう、進んでいくのでしょうか。

学務課長 特別支援教室は全校に設置するというところで進めていますが、まだ設置ができていないところもございまして。教室自体は、多目的に使っている教室を一部使ったりだとか、色々なつくり方がありますので、その辺も提案しながら、各校で設置を進めていただくようお願いしているところです。

委員長 あと、教員の週平均勤務時間というご質問があったようなのですが、教員よりも校長先生の出勤が、秋は行事が非常に多くて大変だという話を聞いております。

ただ、校長先生は管理者ですから、自分で判断して、出勤するなり、しないなりはできると思うのですけれども、非常に頑張って出勤していただけるといいのですけれども、ご本人がそれで体を壊したときには元も子もないので、その辺は十分注意していただけるといいなと思います。

指導室長 10月、11月は、ほぼ土日なしだと思います。勤務にはしていないと思いますので、顔を出していれば、後で子どもに何かしらのバックが返ってくるというようなことで出ていくという状況があると思います。

校長先生などは、お宅が遠い方もいらっしゃる、なかなか来るのが大変だけれども、子どものためにということをやっている。

委員長 余り無理のないようにということをお願いしたいと思います。
よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

2. 人事情報 (都費職員 平成26年10月分)

(指-1・指導室)

(区費職員 平成26年10月分)

(庶-1・庶務課)

委員長 では、報告2「人事情報」について、初めに都費職員について指導室長から、続いて、区費職員について庶務課長から報告願います。

指導室長 資料「指-1」でございます。

例月行っております正規職員の人事情報についてでございます。

10月31日現在、括弧内を含めまして1, 835で、先月と人数に変わりはありません。

括弧内の人数につきましては、増えた要員は7名おりまして、育児休業が4、病気休職が3。この病気休職の3は、いずれもメンタルによる休職です。

減った要員が1で、これは育児休業から復帰が1。

都合、プラス6ということでございます。

期限付任用教員については1名減りました。ご家庭の事情ということで、ご退職された方がいらっしゃいますので、1名減になっております。

非常勤職員につきましては、学習指導講師が1名減って、2名増えておりますので、149ということですが、154の定員には満ちていない状況です。

この学習指導講師は免許を持っているということから、色々なところから引く手あまたで、途中で退職される方が非常に多くて、現時点でプールしている学習指導講師はもうこれでいなくなりました。

学校が学習指導講師を今度はめるためには、人を探してきながら、私どもで面

接をして、それで充てるという形になりますので、後補充をするのは時間がかかるかもしれないという状況があります。ホームページ等で募集をかけているという状況です。

(2) から (5) までは変わっていません。
指導室は以上でございます。

庶務課長 区費職員の一般職員、非常勤職員ともに増減はございません。
以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。
相変わらずメンタルで休まれる先生がいらっしゃるの残念だと思いますけれども、やむを得ないと思っています。
指導講師がなかなか不足しているということで、いい案はないですね。
前は単価が安かったので、つい、ほかの区に行ってしまったというのはあるのですけれども、今はそんなことは多分ないと思うので、全体的に指導講師になる方がいらっしゃる。

指導室長 こういう制度を色々なところで取り入れるようになってから、免許を持っている人をどうやって確保するかというのは、それぞれのところで取り合いという状況にはなっています。
あわせて、若い学校の、特に女性の先生が多いことから、おめでたでお休みされるときに産休の代替でこういう学習指導講師の免許を持っている人が途中から採用されていくという状況もあって、全体の数としては不足しがちなところのかなと。

委員長 特に、教科で、前は算数でしたっけ。

指導室長 昨年度は数学ということ、特に中学校ですね、そういう教科の指定があった方が学校としては回しやすいということです。
学習指導講師の場合は単独で授業をしませんので、特にその教科がなければいけないということはないので、人がいるということが、第一に子どもの学力向上等についてはいいことかなと思います。そういったところは、順に当たっていくしかないかなと思います。

委員長 では、本当ご苦勞ですが、よろしく願いいたします。

○報告事項

3. 平成26年特別区人事委員会勧告の概要について

(庶-2・庶務課)

委員長 では、報告3「平成26年特別区人事委員会勧告の概要について」、庶務課長

より報告願います。

庶務課長 「庶－２」の資料でございます。

本年の１０月８日、特別区人事委員会から区長会の方に勧告がございました。勧告のポイントです。

１．月例給につきましては、公民較差が８０９円、０．２％。これを解消するために、給料表の引き上げの改訂をするように。

２番目の特別給。年間の支給月数を０．２５カ月分引き上げるということで、４．２月になるということ。

それと、３つ目に地域手当の支給割合等ということ、地域手当の支給割合を２％引き上げて、１８％から２０％に。

給料月額を同率程度引き下げるということで、これによる影響といたしまして、職員の平均年間の給与額が１１万８，０００円増ということになるという勧告がございました。

以下は、この勧告に基づく比較表と意見等について記載してございます。

私の方からは以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

今年度は、民間の給与も、職種によって色々、必ずしも上がっているところばかりとは限らないですけれども、平均で見れば上がっているということで、公務員の給与も上げるということで勧告があったのではないかと思います。

特にご質問がなければ、報告の４に移らせていただきます。

○報告事項

４．入学予定校変更希望制における応募状況について

(学－１・学務課)

委員長 報告４「入学予定校変更希望制における応募状況について」、学務課長より報告願います。

学務課長 それでは、資料「学－１」をご覧ください。

平成２７年度新入学の入学予定校変更希望制における応募状況がまとまりましたので、ご報告いたします。

１番、実施状況でございます。

(１) 入学予定校変更希望願の受付期間でございますけれども、小学校、中学校とも、９月１日から開始しまして、小学校は１０月１７日まで、中学校は１０月２４日まででございます。

(２) 案内冊子の送付数でございますが、小学校が４，０５０人、中学校が３，８１５人で、括弧書きにつきましては、昨年度の数字になっております。

(３) 変更希望者数でございます。

小学校は６９０人で全体の１７％、中学校は８６３人で全体の２２．６％で

ございました。

今回は、制度変更後、2回目の実施でございますけれども、初回の昨年度は、その前の年の学校選択制の数字と比べて、小学校、中学校とも変更希望の割合が減少しておりました。

今年度は、小学校においては昨年度よりもさらに割合が減少しているなど、一定の抑制効果が現れていると見ております。

また、学校選択制の利用者数の最も多かったピーク時と比較しますと、小学校で8.1ポイント減、中学校では6.1ポイント減となっております。

各学校の応募状況につきましては、別表の1番、2番、別紙に記載のとおりとなっておりますが、後ほど、ご説明をさせていただきます。

次に、2番、抽選の実施でございます。

小学校につきましては、先月29日に公開抽選を実施いたしまして、対象校は記載のとおり11校でした。

なお、昨年度の抽選校は13校ございました。

続きまして、中学校につきましては11月18日に公開抽選を予定しております。

抽選対象校につきましては4校ございまして、こちらは資料には記載がございませんけれども、決定しておりまして、志村第一中学校、志村第五中学校、上板橋第三中学校、赤塚第二中学校の4校となっております。

なお、昨年度の抽選校につきましては3校ございました。

続きまして、3番、今後のスケジュールです。

11月13日から12月4日まで、就学時健康診断を実施いたします。

1月上旬に就学・入学通知書を保護者宛に発送いたします。

また、補欠の登録期間ですが、小学校は1月30日まで、中学校は2月23日までとなっております。

この期間内に、公立、私立学校への入学者が出た場合に、補欠の順位に従って、順次、繰り上げ当選ということになります。

続きまして、別表についてご説明いたします。

初めに、別表1をご覧ください。

こちらは裏表になっておりまして、小学校の応募状況の一覧となっております。

学校名が網掛けになっているところが、抽選実施校適用除外校及び希望者数が受入可能数に達した学校でございます。

この中で、7番の志村第六小学校、17番の緑小学校が、抽選は実施いたしません、入学者数が受入可能数に達した学校となっております。

表の左から学校名、受入可能数、希望者数、希望者数の内訳。内訳については通学区域内と区域外に分けて表示してあります。

そして、その小学校の通学区域内の住民登録者数を右端に表示しております。

続きまして、別表2をご覧ください。

こちらは中学校の応募状況となっております。

小学校と表のつくりは同じでございます。

中学校につきましては網掛け等の表示はございませんけれども、先ほどご説明しましたように、抽選実施予定校は、6番の志村第一中学校、10番の志村第五中学校、15番の上板橋第三中学校、19番の赤塚第二中学校の4校となっております。

また、この4校以外にも希望者数が受入可能数を超過している学校がございますけれども、これにつきましては、例年、私立中学校に行かれる方が多くいらっしゃいますので、そうした例年の傾向を踏まえて、その分を差し引いて、実質的には受入可能であると見込み、抽選を行わないものでございます。

簡単ですが、説明は以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

高野委員 抽選の結果を見ましたけれども、実際に、そこに当選と言ったら変ですけども、板六が3人と常盤台が1人、徳丸が13人ぐらいしか。あとは補欠の順位を決めるものだったので、実際に、希望してもそこに行くことはすごく難しいんだなと思いました。

それと、中学校の方で、受入可能数というのが通学区域内の希望者数をすごく大きく上回っている学校がある。この人数は通学区域内の希望者というのはここから大分減っていくのでしょうか。

抽選する・しないと関係なく人数が超過しているところ。例えば、小学校の方で、適用除外校は受入可能数が書いてないので分からないのですが、通学区域内の希望者の数が受入可能数を大きく上回っている場合は、実際にそういう学校というのはあるのでしょうか。

学務課長 まず、小学校について、受入可能数よりも希望者数がかなり多くなっている、抽選校以外ということ。

高野委員 適用除外の学校だと、受入可能数がどのぐらいなのかなというのが分からなかった。

学務課長 適用除外校については、もう既に、通学区域内にお住まいのお子さん方でいっぱいになってしまうだろうというところ、あるいは人口急増地域のところで、今回、適用除外とさせていただいている学校でございますけれども、こちらについては、一定、希望者数については、こういう扱いをさせていただいたので、抑制がかかっている状況でございます。

ここで、クラス数ですとか、そういったことはまだ決められませんので、この後、小学校についても変動します。私立小学校に行かれるお子さんもいらっしゃいますし、転入、転出もございますので、数字としては動きますので、まだクラスがどういった形になるかというのは、今の段階では確定できません。

中学校につきましても、基本的には同じような考え方でございまして、ただ、

中学校はかなり、毎年、私立中学校に行かれる割合が20%前後になっておりますので、その分を見越しまして、希望者数がかなり多くなっているところもありますけれども、そこを考えれば、実質的には、受入可能数に近い数字に収まるだろうというところで抽選は行わないなど、そういった仕組みでつくっているところではあります。

小学校につきましては、先ほどご指摘がありましたように、抽選となっても当選が出ないという状況がございまして、補欠の順位だけ決定するというところで大変申しわけない状況になっているんですが、これについても、施設、教室数の関係ですとか、そういったところを見込んで枠を設けていますので、今後どういった、転入、転出だったり、私立抜けがあったり、その状況を見ながら、枠があれば補欠の方を繰り上げて当選していただくという形で調整させていただいております。

委員長 通学区域外から来る人は、今年もアンケートみたいなのがついて、区域外を選んだ理由という。

学務課長 そうですね。変更の理由ですね。

委員長 今回は、変更理由はどんなものが多かったんですか。

学務課長 今、集計中ですが、おおよそ、例年と同じような状況がございまして。中学校ですと、友人関係ですとか、部活、あとは学校が近いというような理由、小学校についても、学校が近いですとか、兄弟が在籍しているといったような理由が上位になっております。

委員長 若干気になるのは、小学校ですと、板九小が登録者数よりも希望者数が6割少なくなっているということでございます。

あとは、緑小とか常盤台みたいに、通学区域外の人がかかなり多いというところかなというように思っております。

学務課長 今回、特に板九小については、今の時点でも少ない希望者数となっておりますので、この後、また少し動くとする、さらに減る可能性もなきにしもあらずというところがございます。

ただ、ここは区域内の住民登録者数もかなり変動がありまして、今年度は落ちておりますので、母数自体が少なかったという事情もございまして。

ですので、慎重に分析していきたいと思っておりますけれども、小規模校については、今後、計画的な対応が必要になると考えています。

委員長 ほかにございますでしょうか。

(なし)

○報告事項

5. 成増社会教育会館第25回作品展の実施結果について

(生-1・生涯学習課)

委員長 それでは、報告5に移らせていただきます。「成増社会教育会館第25回作品展の実施結果について」、生涯学習課長より報告願います。

生涯学習課長 それでは、「生-1」をご覧ください。
成増社会教育会館第25回作品展の実施結果についてでございます。
実施日につきましては、10月25日土曜日、26日日曜日の2日間ございました。

会場は、成増社会教育会館。

内容は、23団体の作品の展示・活動発表等、あと、成増小学校が向かい側にありまして、そちらの方の子どもたちの絵も作品として飾ってございました。

来場者数は、2日間合わせて1,173名で、昨年より若干落ちております。

主催の方は、教育委員会と、企画運営協力ということで利用者団体の作品展の実行委員会、こちらの方が主催しておりまして、準備、運営、片づけを全て行っているところでございます。

今年の来場者のアンケートを読みましたが、どの作品も素晴らしかったということや、あるいは、小学校の子どもたちの作品がとてもよかったという話、そしてまた、絞り染めとか鎌倉彫は非常に専門的で、見ていて楽しかったというような話がございました。

これをきっかけとしてサークルに入会する人もいらっしゃるようでございますし、サークルの活発化につながり、元気を広める事業ということで、末永く続けていきたいと思っております。

当日は、教育委員長、教育長、次長にご来場いただき、誠にありがとうございました。

また、区長が最後に駆けつけていただきまして、閉会のセレモニーにも出席していただいたことで、皆さん、とても喜んでおられました。

ご報告は以上でございます。

委員長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

このアンケートにもあるように、どの作品も素晴らしい。素晴らしいから展示しているのだと思いますけれども、よかったと思います。

大原よりもスペースが広いというか、作品点数が少ないかどうか、その辺は分からないですけれども、スペースが広くってあったので、非常に見やすくよかったと思います。

○報告事項

6. 旧東京第二陸軍造兵廠内火薬研究所等近代化遺産群調査について

(生－2・生涯学習課)

委員長 では、報告6「旧東京第二陸軍造兵廠内火薬研究所等近代化遺産群調査について」、生涯学習課長から報告願います。

生涯学習課長 それでは、「生－2」をご覧ください。

旧東京第二陸軍造兵廠内火薬研究所等近代化遺産群調査についてでございます。

前回の教育委員会で、口頭でお話しさせていただきました文化財の調査について、再度、ご報告させていただきます。

まず、今回の調査の目的でございます。

板橋区加賀にございます野口研究所でございますが、平成20年夏までは、東京第二陸軍造兵廠火薬研究所でございました。

そして、現在も研究所施設群がほぼ現状のまま残されている、区内唯一の近代化遺産群でございます。

これまで、平成15年と平成25年に文化庁が企画実施しました「近代化遺産群詳細調査」、また、東京都教育長が文化庁より委託を受けました「近代化遺産群総合調査」を経まして、野口研究所を含む、調査対象リストを作成いたしまして、区では第1次候補として都へ報告している段階でございます。

ところが、今年度に入りまして、野口研究所から新たな研究所棟の建設計画が伝えられまして、板橋区としては、文化財的価値及び近代化遺産としても重要であるということから、一帯の保全について申し出ておりますが、現在のところ、なかなか区にとっていい返事をいただけていない状況でございます。

前回、お話しさせていただきましたが、区としましては、この地にある建物は、国営工場としては日本最古の部類に属するという事とともに、産業遺産、近代化遺産として、特に区の工業の先駆けとして位置づけておりまして、産業都市板橋の原点であるというように認識しておるところでございます。

このことから、東京都の調査を待っているのは貴重な近代化遺産群が消滅することになってしまうおそれかなり高い状況でございます。今回、財務省及び野口研究所に了解をいただきまして、区として緊急にこちらの方の総合調査を実施させていただき、文化財、産業遺産、景観保全としての具体的な価値の評価を示してまいりたいと思っております。

次に、調査期間でございます。

平成26年11月から平成27年10月までですが、まずは、第1期として、今年いっばいで現地測量と建造物群の評価を行うとともに、年度内には概要報告書を作成させていただきたいというように思っております。

そして、次年度の10月までに、建造物群図面作成及び報告書を作成する予定でございます。

事業主体は、板橋区教育委員会並びに旧東京第二陸軍造兵廠内火薬研究所等近代化遺産群調査団でございます。

調査対象につきましては、公益財団法人野口研究所敷地、2カ所ございますが、

それを合わせて約1万3,000㎡でございます。

東側の敷地では火薬研究所・燃焼実験室・弾道管ほか7カ所と、西側の敷地に安定度研究室・耐熱試験室の2カ所がございます。

裏面でございます。

調査団でございますが、こちらに記載しておる先生方は、いずれも括弧書きの分野の第一人者の先生方による組織でございます。日本を代表する建築史を中心とした近代化産業遺産研究者、あるいは爆破構造物研究者、そしてまた、火薬史及び地域産業研究者をもって構成しております。

調査手法でございますが、まず、現在、既に現地調査を実施しておるところでございます。現地の実踏による建物群の構造棟の判断・評価と同時に、敷地全体の写真測量調査でございます。

次に、調査結果の取りまとめを行います。

3Dの写真実測画像によるプレゼンテーション及び現地調査に基づき、各専門分野からの意見を聴取することにより分析・評価を行います。

繰り返しになりますが、遅くとも来年1月には概要報告を提示させていただき、年度末には調査概要をまとめ、次年度秋には報告書を作成することとします。

さらに、次年度は、調査団の判断により、さらに詳細な調査が必要になってくるかなと思っております。

残念ながら開発される場合には、建物群の保全が困難と判断された場合に、より詳細な記録保存のためにも実施するものでございます。

最後に、石神井川の対岸でございます理化学研究所の調査につきましては、今年度末、そしてまた、次年度に東京都の方が実施する予定でございます。

これによって、この一帯のはっきりした概要というものが明らかになってくるかなと思っております。

長くなりましたが、説明の方は以上でございます。

委員長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

区内に残された遺産ということで、しっかり調査していただければよろしいかと思えます。

○報告事項

7. 板橋区いじめ防止対策基本方針の策定について

(指-2・指導室)

委員長 では、報告7「板橋区いじめ防止対策基本方針の策定について」、指導室長から報告願います。

指導室長 資料「指-2」でございます。

板橋区のでいじめ防止対策基本方針の策定についてのご報告でございます。

板橋区では、10月1日から区の条例施行ということでございまして、その条例に基づきまして、区としてのいじめの未然防止等のための総合的な対策を進め

るための基本方針の策定をしたところでございます。

これについては、10月29日に区長が主催しますいじめ問題対策連絡協議会、この会を開きまして、関係機関の方々、学識経験者の方々をお招きして、内容について検討いただきました、

また、同じ日に、教育委員会の附属機関でありますいじめ問題専門委員会を開催しまして、関係機関の方々を招いて協議しました。

内容については概ね了解が得られましたので、先だつての11月4日の庁議で図って、区全体としてのものを決めたというところでございます。

板橋区の特徴としましては、前々から申し上げておりますとおり、教育委員会だけでいじめを解決するということではなくて、区民が一体となって子どもたちのいじめに取り組んでいくということ。つまり、区民の役割とか、関係機関の役割が条例で設定されていることが1つの特徴です。

もう1つは、4歳の子どもさんから18歳の子どもさんまで、板橋区にかかわりのある子どもさんは全て区の方で面倒を見るという形でございますので、公立の幼小中の子どもに限らず、全ての子どもたちが対象になるということから、教育委員会だけの内容ではなくて、区役所全体の取り組み、区全体の取り組みとしてこの基本方針をつくったというところでございます。

基本方針の構成については、ここにあります5章立てになっております。

この中で、具体的な行動の計画案の(3)いじめの未然防止等の対策について。これの内容について説明をしたいと思います。

17ページの第3章から、この17ページのところは板橋区としての対策ということで、26ページまで。

教育委員会以外の、総務部であるとか子ども家庭部、そういった、それぞれの各部が子どもに直接、あるいは子どもを持つ保護者の方、あるいは子どもを取り巻く区民の方々に対してこういう行動ができるということを、ここで行動計画として示したものの、26ページまでというところでございまして、冒頭、お話をさせていただいたこの板橋の特徴というのはここにあるかなと思っております。

27ページからが教育委員会としての対策を記載しているところでございまして、いじめの対策については、基本的に学校内の人間関係で起きることが多いものですから、これのボリュームが多くなっております。

これまで各学校が取り組んできたことと、改めて、今回の条例設置に基づいて、新たに今後実施していきたい対策、これも含めて記載しております。

例えばでございますけれども、32ページを見ていただきますと、下から2つ目の黒丸に、いじめ・体罰防止の研修の実施についてというのがあります。

これについては、今年度既に実施しておりますけれども、いじめの防止対策が確実に行われるようにするために、年に3回程度のいじめに関する研修会、これを学校でも位置づけるようにしております。

また、その下の黒丸ですが、いじめを防止するための授業を、各学校で年間3回以上実施するようというのを規定しました。

これについても、これまで道徳であるとか、学級活動、いわゆる学級会、それ

で各学校で取り組んでいたところですが、教育委員会として全校の規定をしたのが、ここの中で初めてでございます。

このうちの少なくとも1回は地域の方々に公開するというところで、土曜授業プラン等を使って、道徳の授業地区公開講座もありますけれども、そうでない形でも、何らかの形でいじめ防止の授業を各学校でやっていることを公開してくださいということでもあります。

これについては、例えば中学校でいうと、生徒会がいじめ防止のシンポジウムを区全体でもやっていますけれども、こういうのを各学校でも取り組んでいるところもあるので、そういうことを公開するというところもあるということで、校長には話をしております。

続きまして、33ページ。

真ん中の黒丸で、いじめ問題対策の推進校モデル事業というのがあるかと思いますが、これについては、学級の集団をどのように組織するかというところについてのハイパーQUというところで調べられるものがあるのですが、そういったものを活用して、学級集団づくりを行うことでいじめ防止ができるのではないかとということをモデル校的に研究してもらおうということを考えております。

現在、これは予算立てがついているわけではありませんけれども、こういったことの効果があるならば、全校展開も視野に入れたいというところの支援でございます。

続きまして、35ページ。

ここから、いじめの早期発見についてのことでございますが、それぞれ、いじめについての把握は当然学校で行っていますけれども、STARTや教育相談所に色んな連絡が来るケースがあります。

その中で、いじめのメール相談という機能はこれまでありませんでした。

子どもたちがメール等をよく使うということでもありますので、ここで24時間の体制が1つできるかなということを思っています。

また、36ページにあります、いじめの投書箱。これは数年前から、校長室の前によく箱がぶら下がっているかと思っておりますけれども、ああいったことについて生徒会でやっている学校もあります。

それ以外に、関係機関等の、学校外のところに投書箱を設置するというところもあるかなと思っております。

また、24時間体制窓口の設置がその下の黒丸にあります。子どもたちがいじめで悩んでいるときに、夜、電話をかけてくるケースというのはいじめの110番電話にもありますけれども、留守番電話などでたまに入ってきますけれども、余り多く入っているわけではありません。

ただ、子どもたちの訴えられる窓口を広めていきたいということで、可能であれば民間との業務委託をしながら、24時間体制でその電話が受けられるというような体制を今後つくっていったらいいかなと思っております。

続いて、38ページ。

いじめが認知されたときの早期対応についてというところで、いじめの対策の

相談アドバイザーであるとか、3個目の黒丸のいじめに関して、スクールローヤー。関係がこじれたときに弁護士さんたちの法律相談、こういったことを制度化していきたいなと思っています。

今、法曹界とは連携をとっておりまして、色々な学校内での事故のことの対応であるとか、要求とかについてご相談させていただいているケースがありますが、いじめについても、そういったことで解決していくというところがございます。

こういったところが、教育委員会としての全体的な対策というところなんです。

それ以降のページについては、教育委員会の関係の機関ということで、あいキッズとか、PTA連合会、青健さんがそれぞれの行動目標を立てていますというところをお示ししたものでございます。

基本方針につきましてはこのような形ででき上がりましたので、今後ですけれども、本日の教育委員会で報告させていただいた後に、今週の14日に文教児童委員会で報告させていただきまして、12月には広く広報していくことになっているかというように思います。

なお、学校についてですが、学校は現在、基本方針はもうできております。

11月末で1回、この基本方針を見ながら修正をして受け取ることになっています。

また、年度末になってから、学校評価とって学校の1年間の反省をしますもので、それによって学校の基本方針の修正がある場合には、新たに平成27年度分として私どもに報告をいただくことになります。

学校も、年度ごとに少しずつ基本方針を修正していきながら、いじめについての総合的な対策を打っていくということになります。

報告は以上でございます。

委員長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高野委員 前回は申し上げたのですが、すごく具体的に書かれていて、これが実行されていくといいなと思いました。

あと、いじめ問題対策推進校の指定というところで、ハイパーQ Uは、大谷口小学校に行ったときに、あそこで実際にやっていて、とても効果があったというお話を聞いていました。

あそこは、各家庭からお金を集めて年2回やっているということだったんですけれども、もし、そういうことの効果が認められたら、ぜひ、色々な学校で実施していただいて、いじめ問題の、それ以外の点でも大変効果があったと聞いておりますので、ぜひ、進めていただきたいなというように思いました。

指導室長 大谷口の情報については、大谷口の校長先生とお話しさせていただいて、ハイパーQ Uで年間2回調査を取る。最初と、その成果があったかどうか。その調査費用とその調査をどう使うかというところの研修のレクチャー、そのあたりに予算を必要とする。

この話をさせていただいたときに、大谷口以外の学校もやってみたいという声
が実はありまして、どういう形で実施できるかというのは、今後、予算取りから
考えていかなければいけないと思っています。

松澤委員 1点だけ。内容としてはすごくよろしいと思うのですが、現場の方で、
いじめがあるということを隠しているというわけではないのですけれども、早い
うちにそういう情報を共有できるというか、そういった環境づくりというのが1
つできるような形をとっていただければ。

本当に、明るみに出ないまま苦しんでしまうケースが結構多いと思いますので、
それを、小さなことでも、初めのうちの問題かもしれないのですけれども、そう
いうのを色々集めていって、対策をこのとおりに進めていければいいかなと思
いますので、各学校には、そういったことで何か問題があったら、すぐに教育委
員会の方にでも情報を出していただけるような方向で先生方にもご協力いただ
ければ非常にいいのではないかなというように思いますので。

そういった、本当に1人の子どものことですが、ちょっとしたことでも
情報共有して防いでいければいいかなと思いますので、その辺のところも含めて、
よろしくお願ひしたいと思います。

指導室長 基本方針の頭のところに、「いじめを見逃さないまちづくりをしたい」という
ことで、区長もこれでオーケーということ。

見逃さないということは各学校ではもう一昨年から話をしている内容で、いじ
めではないと言い切れないものは、とりあえずピックアップしてくださいという
ことを話しています。

そこで対応して、いじめか、いじめではないか、そこからがスタートなので、
いじめでないとなればそれでいいですし、いじめだということであれば適切な対
応をしてくださいということで、見逃しゼロにしてくださいという話をさせてい
ただいています。

学校によっては、いじめの件が非常に少ないところと、大変多いところが、も
ちろんありますけれども、解決しているということが90何%ということなので、
その解消率を上げていきますというところを重点にしてもらっています。

子どもは集団で一緒にいるので、いじめが全然起きないというのは逆にどうか
と思うところもありますので、いじめの種は子どもたちがみんな持っているとし
ても、小さい芽のうちに摘んでいく。雑草みたいにぼうぼうに生えてしまう前に
解消していくということを第一に考えていくということで学校には指導している
ということです。

青木委員 全体を見ていて、ほかの皆さんと同じなんですけれども、42ページの教育委
員会または学校による調査というところで、教育委員会が担う部分が書かれてい
るんですが、実際に、重大事態が起こったときに調査というところまでは先ほど
のとおりでよろしいかと思ひます。

こういうことが起こってしまったときに、その後ろにも書いてある再発防止という対策が必要になってくるかと思います。

この辺については、45ページに書かれているような形で、区長からというお話になっているのですけれども、再発防止策の検討だとか、調査を受けての対策案策定とかというのも、大体、教育委員会が主体でしかできないという理解でよろしいですか。

指導室長 重大事態の調査については、一義的には、まず学校がしますが、そこで教育委員会と一緒に、教育委員会としての調査結果をまとめることとなります。

それについては区長に報告するということとなりますけれども、その調査が不十分だということであれば、区長が附属機関を設けて再調査するという形になります。

大津市のケースがこれに当たるわけで、大津市は教育委員会に若干隠蔽の体質があったということで、大津の市長さんも調査したけれども、そこら辺は随分そりが合わなかったというところがあって、こういう国の法律が定められたわけです。

ですので、学校で重大事態が生じたケースのときには、まず一義的には教育委員会の事務局と一緒に学校の中に入って、調査をして、方向性を決めていくというところになります。

青木委員 分かりました。何となく理解としては、教育委員会は、どちらかというと学校に近い側という認識が住民の皆さんからもあると思うので、そういう理解では、調査が十分でないという判断された場合、要するに、子どもの側から見た立場で再検証するべきという話があると、また別に委員会を設けて、そこは別の切り口でやりますというような理解でよろしいですか。

分かりました。

委員長 内容的には非常に詳しくできていますので、これを上手く実施していけば、恐らくいじめも少なくなるのではないかと思います。

次に、教育委員会次第にはありませんが、追加報告事項はありますか。

次長 私の出張報告をさせていただきます。

11月22、23日に赤塚第三中学校が全日本のマーチングコンテストの方に出場するというございますので、その応援ということで、私が、22、23ということで、大阪城ホールの方に出張させていただきます。

以上です。

委員長 以上ですね。

次長 はい。

委員長 カンパという話ではないですね。分かりました。

ほかにありますでしょうか。

それでは、私の方から少しだけ報告させていただきます。

10月30日に板橋第十小学校の研究発表会に参りました。

ここは社会科がテーマになっておりますけれども、ほぼ全部の教室がコの字型の机配置でやっております、意見交換タイムなどを設けて、みんなが発言するというような点に工夫を置いていたそうです。

教室の中は、今、習っているところに関連する地域の人の説明や調査結果などの掲示物が非常にたくさん、壁いっぱいには張ってありました。

あと、直接、研究発表会と関係ないんですけども、廊下の各所に図工の先生がつくった色んなクイズがありまして、遊びながら学べる工夫が色々としてありました。

葉っぱと種の関係とか、歴史上の人物とか、立体ジグソーの土器とか、そんなものが色々廊下に置いてありました。

11月1日は舟渡小学校60周年記念の式典があつて、あいにく雨でしたけれども、ここでは昼休みのイベントがなくて、式典に引き続き演奏と群読があつた。

ほかの周年と違うのは、祝賀会で町会長に感謝状が贈られておりました。ほかの学校ですと、よく校長先生と歴代PTA会長に感謝状を贈りますけれども、ここは町会長に感謝状を贈られました。

それから、11月6日は中学校の英語のつどいに行つてまいりまして、スピーチや演奏、劇などを、当然ですが英語で実施していた。

英語の狂言もおもしろかったですし、向原中学校は、小規模ながら20数名で「Let it go」を演奏しておりました。

司会も中学生が英語で非常にしっかりやっておりましたし、アトラクションは、外人と言つていいのか分かりませんが、外人による英語でのクイズだったので疲れました。算数の応用問題が分からないのと同じように、問題が理解できなくて、それを聞き取るのに苦労しました。

それから、11月7日は板橋第五小学校の研究発表会で、ここは国語の授業研究ということで、ノートの指導を重視して、ワークシートに頼らない。

1年生から6年生まで、ノートの書き方が非常に上達するんだということで、色々、掲示板に貼ってありました。読み合う、書き合う、話し合うを具体的にを行う。そういったような研究発表会でした。

あとは、11月7日は南館の落成式もありまして、6階の教育支援センターを見てまいりましたけれども、図面で見ているときと実物は大分違うんだというのがよく分かりました。

ただ、相談者の部屋が、一般のエレベーターが上がってくるので、この辺が、それでいいのかなという心配が若干ありましたのと、あと、個人的には、南館と北館を渡り廊下でつないでおりますけれども、地震のとき、そこのつなぎ目はどうなるのかなというのを非常に心配しております。

多分、設計さんは、ちゃんと設計していると思うのですがけれども、私のもといいた会社は低層棟と高層棟に分かれていたのですが、その間は地震のときに、すごく揺れているのです。揺れ方が違うので、びっくりするぐらいずれがありました。

それから、教育委員会に直接関係ありませんけれども、11月8日、赤塚農業まつりで武者行列がありましたけれども、小学生が30数名参加していました。

その中に、豊臣秀吉とか武田勝頼について熱く語る児童がいて、それに答えるのに苦労しました。

それとか、兜の周りのしころというのがあるのですが、その幅が広いのだとか狭いのが、その違いはなぜかという質問とか。時代によって違うのですが、そういった非常に興味を持ってくれる子どもがいて、頼もしいなと思いました。

あと、大将役と侍頭役というのがあるのですが、非常に大きな声で元気よくやってくれたので、いいなと思っておりました。

以上です。

ほかに、ございますでしょうか。

高野委員 私も、板十小と板五小の研究発表を見まして、どちらの学校もノート指導等が大変素晴らしいことと、それから、授業の目当てというか、授業の進め方を黒板に明示してありまして、その日に、どういうふうに授業が進んでいって、どういうことを子どもたちが学ぶのかということをはっきり伝えているところが、どちらの学校も大変素晴らしいなと思って見てきました。

あと、11月6日の英語のつどいは、最初から最後まで英語漬けで、本当に発表する生徒さんたちは一生懸命練習してきて、すごく表現力も豊かで、大変レベルが高くて、素晴らしいなと思いました。

私も半分以下しか分からなかったもので、これから自分も英語の勉強を少ししたいなと思いました。

あと、南館の落成式で教育支援センターを見せていただきましたけれども、エレベーターから相談コーナーに行くところに、動線がしっかりと確保されていて、相談コーナーに関しては、明るくて大変落ちついた雰囲気、色々な色彩ですとか、床の素材ですとか、色々なところに大変配慮していただいて、安心して、皆さんが相談を受けていただけるのではないかなと思いました。ありがとうございます。

また、これから開設に向けて、さらに色々工夫していただいて、皆さん喜んで使っていただける教育支援センターになるといいなと思いました。

あと、11月8日に緑小の音楽会に行ってきました。

金、土と音楽会があって、前日が児童の鑑賞日だったのですが、そのときのタイムスケジュールを全部確認して、各学年の演奏開始時間を明記したお知らせプリントを金曜日に配布したそうです。

そうすると、土曜日は、そのプログラムに沿って演奏開始時間を守って進行さ

せるので、大変、大勢の方がいて、体育館がいっぱいで、立ち見もいっぱいということでしたが、時間がはっきり分かっているということで、混乱がなく、大変スムーズに進行されてよかったなと思いました。

午後は板橋音楽祭、中学生の吹奏楽部、そのほかにも華道と茶道と展示実演がありまして、23校、全部の学校が参加したということで、よかったと思います。

午後の最初のところは連合同唱団の合唱なんですが、今年は7校が参加して、昨年よりも人数も増え、また、板橋三中が「昼休み合唱団」といって、吹奏楽部が母体になって、一般の生徒の方も参加して、285名のうちの100名近くの方が、その合唱団に参加しているというようなことも聞きました。

それぞれ各学校で工夫して、色々な活動に参加していることが分かって、大変よかったなと思いました。

以上です。

委員長 ほかにありますか。

松澤委員 1点だけ。昨日、高島地区の校長会の方の管理者研修というものに参加させていただいて、講演という形で、自分の話を聞いていただいたんですけども、そのときに管理職の色々な話というのを通じて、校長、副校長の色々な心境とか、人を育てるといふか、教員の方にどう接していいかという話などができたので、非常に参考になりました。そういった現場の声をこれからも聞いて、教育の方によく反映していただければいいかなというように、自分も、これから勉強させていただいて、そういったものに力を出せればいいかな、というように本当に思いました。

あと、一番自分が思ったのは、校長、副校長、管理職の方たちが、色々な面で悩みを持っていらっしゃるって、色々なそういったものを出せる立場ではないということを感じました。

その中で、出せる力を最大限に出していただいて、各学校の子どもたちや、先生のために非常に頑張っていたいただきたいと思いました。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長 では、以上をもちまして、本日の教育委員会を終了いたします。
お疲れさまでした。

午前 11時 57分 閉会